

事業主の皆さまへ

令和7年4月から段階的に施行

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が 改正されました！

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- ・柔軟な働き方を実現するための措置の義務化
- ・所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大
- ・育児のためのテレワークの導入の努力義務化
- ・子の看護休暇の見直し
- ・仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

- ・従業員数**300人超**の企業に育児休業等の取得の状況を公表の義務化
- ・次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長
- ・一般事業主行動計画策定時における育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- ・介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化

詳細はこちらから👉



お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課
TEL 052-857-0312